

## 静岡県漁業協同組合連合会

1145 静岡市葵区追手町 9-18

17.6.3 ☎054-254-6011

編集・発行 = 指導部漁政課

### 1. 県漁港漁場協会第56回通常総会開催 会長に戸本隆雄氏が就任

県漁港漁場協会では、去る5月26日第56回通常総会を開催し、平成16年度会務報告、平成17年度事業計画等について審議し、総て原案どおり承認しました。

また、任期満了に伴う役員の変更を行った結果、会長理事には戸本隆雄副会長(焼津市長)が昇格し、副会長理事に山本新一氏(初島漁協長・新)、西川徳市氏(焼津漁協長・新)、常務理事(員外)に西谷昇氏(再)を選任しました。

### 2. 県遊漁船業協会第15回通常総会開催 会長に根崎梓氏就任

県遊漁船業協会(大崎幸三会長)では、去る5月26日第15回通常総会を開催し、平成16年度事業報告、平成17年度事業計画等について審議し、総て原案どおり承認しました。

また、任期満了に伴う役員の変更を行った結果、会長理事に根崎梓氏(伊東市漁協長・新)、副会長理事に五十嵐仁氏(静岡市経済局長・新)、藤井多喜男氏(下田：大番丸・新)が選任されました。

### 3. JF静岡女性連第49回通常総会開催 会長に山本節子氏が再任

JF静岡女性連(山本節子会長)では、去る5月30日第49回通常総会を開催し、平成16年度事業報告、平成17年度事業計画等について審議し、総て原案どおり可決承認されるとともに、食育に係る事例として 農山漁村文化協会制作の「子ども料理教室のすすめ方 ～五感を使って食体験を～」のビデオ上映を行いました。

また、任期満了に伴う役員の変更を行い互選の結果、会長理事に山本節子氏(田子・再)、副会長理事に津島幸子氏(稲取・元)、鈴木千恵子氏(浜名(舞阪)・新)が就任しました。

### 4. 「ふじのくに交流会IN北海道」が開催される 水産物の販路拡大を狙う

県では、去る5月25日から27日に静岡空港開港に先立ち、本県と北海道との交流の拡大と本県物産のPRを目指し、本県産品の生産・販売関係者、観光業者等による静岡県産業経済交流団体が北海道を訪問しました。

訪問団は石川静岡県知事を団長として、県会議員や水産業、農業、商工、観光、文化、空港、ゴルフ場などの関係者約270人で、25日は高橋はるみ道知事をはじめとした北海道各関係代表者約140人を招待して、「ふじのくに交流会IN北海道」をルネッサンスサッポロホテルで開催し、本県の農水産物、地酒、伝統工芸品などの展示や試食、料理の提供により本県の産物をPRし、それぞれの分野の関係者と意見交換が行われました。

水産関係では、県水産加工連、県魚市場協会、由比港漁協、丸榛吉田うなぎ漁協、沼津魚仲買商協組、焼津市魚仲水加協などから参加して、キンメダイ、カツオ、サクラエビやシラスの釜あげ・チリメン、ニジマス加工品、カツオ佃煮、塩辛、カツオなまり節、アジなどの干物、黒はんぺん、なると巻、ウナギの蒲焼、魚介類を使った介護食、深層水を使っためんつゆなどを展示し、一部を料理提供するほか試食を行いました。

翌26日は札幌中央卸市場や生協店舗などを視察し、本県の水産物取り扱い状況の調査

及びスーパーマーケットの店舗において、来店者を対象に沼津のアジの開きに関する消費者アンケートを行ったほか、本県水産物の良さを北海道関係者に知ってもらい、今後の販路拡大に向けた交流に努めました。

### 5. 平成16年の漁業就業者数23万730人で3.2%減少

農水省統計部ではこのほど、平成16年漁業就業動向調査結果(平成16年11月1日現在)の概要を公表しました。

それによると平成16年の漁業就業者数は23万730人で、前年に比べ7,640人(3.2%)減少しました。これは、漁獲量の減少等により廃業や規模縮小があったためで、男女別にみると、男は19万3,230人(漁業就業者数に占める割合は83.7%)で前年比5,930人(3%)、女は3万7,490人で同1,720人(4.4%)それぞれ減少しました。

男の漁業就業者について年齢階層別の割合をみると、60歳以上の割合は46.8%で、前年に比べ1%増加し、こううち65歳以上の割合は34.5%で0.7%増加し、60歳以下の各年齢層が低下する中で、さらに高齢化が進みました。

漁業就業者数を男女別に自営漁業就業者(自営漁業への就業を主とする者)と雇われ就業者(雇われて漁業に従事することを主とする者)の構成割合をみると、男の自営漁業就業者は13万6,750人(70.8%)、雇われ漁業就業者は5万6,480人(29.2%)で、女の自営漁業就業者は3万5,040人(93.4%)、雇われ漁業就業者は2,460人(6.6%)で、男女ともに自営漁業就業者の割合が高くなっています。

### 6. 海上環境事犯一斉取締り実施のお知らせ

海上保安庁では、6月12日から21日まで「海上環境事犯一斉取締り」を実施し、またこれに先立ち6月5日から11日まで「海洋環境保全推進週間」が実施されます。

海上環境事犯一斉取締りは、船舶や陸上からの廃棄物・廃船の海洋への不法投棄が依然と後を絶たず、投棄手口も悪質、巧妙化してきていることから、関係機関と連携し、巡視船艇・航空機によるパトロールを強化し、悪質な不法投棄事犯のほか、潜在事犯の徹底的な取締りを行います。

また、廃棄物・廃船の不法投棄のみならず、臨海工場・事業場からの汚水不法排出、船舶からの油・有害液体物質の不法排出や、排他的経済水域における外国船舶による油の不法排出などの海上環境事犯についても取締りを強化します。

海洋環境保全推進週間では、夏季に向けた取り組みとして、一般市民の海洋環境保全に対する思想の普及を推進する目的で、漂着ゴミ調査、海洋環境保全教室や「未来に残そう青い海・図画コンクール」を全国各地で開催します。

### 7. 諸会議日程(6月7日(火)～6月21日(火))

- 既報分省略 -

6月 8日(水) 県水産振興推進協議会 = 委員・幹事合同会議 (県水産会館)

6月14日(火) 県信漁連 = 理事会 ( " )

6月20日(月) 県漁連 = 通常総会・理事会・監事会 ( " )

" 県信漁連 = 通常総会 ( " )

" 県漁業信用基金協会 = 通常総会 ( " )

6月21日(火) 県漁業信用基金協会 = 理事会 ( " )